

厚生労働省和歌山労働局発表
令和5年12月1日

【照会先】建設工事現場一斉監督について
和歌山労働局労働基準部監督課
監督課長 塩尻 公
監察監督官 福田 真二
電話 073 (488) 1150

【照会先】安全衛生パトロールについて
和歌山労働局労働基準部健康安全課
健康安全課長 雑賀 秀元
課長補佐 三木 邦章
電話 073 (488) 1151

近畿2府4県の建設工事現場に対する一斉の監督指導と 和歌山労働局長による安全衛生パトロールを行います

- 和歌山労働局（局長 ^{まつうら} 松浦 ^{なおゆき} 直行）では、重篤な労働災害が発生する傾向がある建設業を重点業種の一つとして労働災害防止対策を推進しています。
- 和歌山県内の令和5年における建設業の労働災害の発生状況は、10月末時点で死傷者数（休業4日以上）が82人（新型コロナウイルス感染症を除く）であり、全業種873人の約9.4%となっていますが、死亡者数は全業種5人のうち1人と20%を占めています。
- また、例年年末から年始にかけては慌ただしい中での作業等において労働災害が多発する危険性があり、警戒が必要な時期です。
- このような状況の中、本年も例年どおり年末（令和5年12月1日から28日）に近畿2府4県の全労働基準監督署が管内の工事現場に対して、災害が多発している足場からの墜落防止措置や建設機械との接触防止をはじめとする安全対策の実施状況等を確認するため、一斉に監督指導を行います。

また、「年末年始無災害運動」期間中（12月1日～1月15日）である12月14日（木）に、和歌山労働局が和歌山労働基準監督署との合同で下記の建設工事現場の安全衛生パトロールを行います（詳細は別添1のとおり）。

記

- 日時 令和5年12月14日（木）10：00～12：00（予定）、（予備日12月15日）
- 場所 阪和自動車道（特定更新等）雄の山第1橋他16橋橋梁更新工事現場
（和歌山県和歌山市湯屋谷地内）

※ 報道関係者の当日の取材をお願いします。

《取材に当たって留意いただきたい事項》

取材を希望される報道関係者は、別紙「取材申込書」で12月13日（水）12：00までに健康安全課宛てeメールで申込みをお願いします。期日までにお申込みいただいていない場合には、入場をお断りする場合があります。

申し込みいただいた報道関係者におかれましては、12月14日（木）9：50までに工事事務所前（別添「案内図」を参照）に直接お越しください。

※ 気象状況等により、パトロールを中止する場合には、12月14日（木）午前9時までに電話でご連絡します。

【参考資料】

- ・【資料 No. 1】令和 5 年死亡災害発生状況（令和 5 年 10 月末速報）
- ・【資料 No. 2】令和 5 年労働災害発生状況（同）
- ・【資料 No. 3】令和 5 年業種別・事故の型別労働災害発生状況（同）
- ・【資料 No. 4】和歌山県内における建設業労働災害発生状況
- ・【資料 No. 5】令和 5 年度年末年始無災害運動（リーフレット）
- ・【資料 No. 6】令和 5 年度年末年始無災害運動実施要領

(別添 1)

和歌山労働局長による安全衛生パトロール実施要領

日 時 令和 5 年 12 月 14 日 (木) 10:00~12:00
(雨天順延の際の予備日: 令和 5 年 12 月 15 日 (金) 10:00~12:00)

実 施 者 和歌山労働局長 松浦 直行 同局労働基準部長 酒井 恵一
同局健康安全課長 雑賀 秀元 和歌山労働基準監督署長 周防 哲嗣 ほか

パトロール現場

施 工 者 鹿島・鉄建・JEF エンジニアリング 特定建設工事共同企業体
工 事 名 阪和自動車道 (特定更新等) 雄の山第 1 橋他 16 橋橋梁更新工事
場 所 和歌山市湯屋谷地内 阪和自動車道 雄の山更新 JV 工事事務所

集合場所 和歌山市湯屋谷 80-1 同工事現場事務所
(別添「案内図」参照)

タイムスケジュール (予定)

9:50 集合
10:00 局長挨拶、工事概要説明
10:30 現場内全般をパトロール
11:20 講評他

《注意事項及びお願い》

- ・工事現場へ入場の際は、**長袖、長ズボン**の着用をお願いします。
ヘルメットをお持ちの方におかれましては、ご持参をお願いします。
- ・労働局職員、工事関係者の指示に従って、安全に行動してください。
- ・工事関係者からの許可のない場所には、近づかないようにしてください。
- ・工事関係者から許可のない場所は撮影を行わないようお願いします。

令和5年 月 日

和歌山労働局長による安全衛生パトロール 取材申込書

工事現場

阪和自動車道（特定更新等）雄の山第1橋他16橋橋梁更新工事

1 報道機関名	
2 取材担当者氏名	
3 入場希望人数	人
4 車台数	台
5 電話番号	() — ※ 当日、パトロール中止の連絡を入れる可能性があるので、確実に 連絡を行うことができる電話番号をご記入願います。

- ・当日、9時50分に集合してください。
- ・上記1～5の項目を漏れなくご記入ください。
- ・準備の都合上、お申し込みは、12月13日（水）12:00までにお願いいたします。

〈送信先〉

和歌山労働局労働基準部健康安全課

e-mail kenkouanzenka-wakayamakyoku@mhlw.go.jp

担当 明楽 あて

鹿島・鉄建・JFEエンジニアリング 雄の山更新JV工事事務所



事務所全景



雄の山更新JV工事事務所

〒649-6302

和歌山県和歌山市湯屋谷80-1

TEL.073-488-2341

FAX.073-488-2342

●阪和自動車道

泉南ICより 9.3km(約15分)

※府道64号線は普通車のみ通行可能です。

和歌山北ICより 7.3km(約15分)

●京奈和自動車道

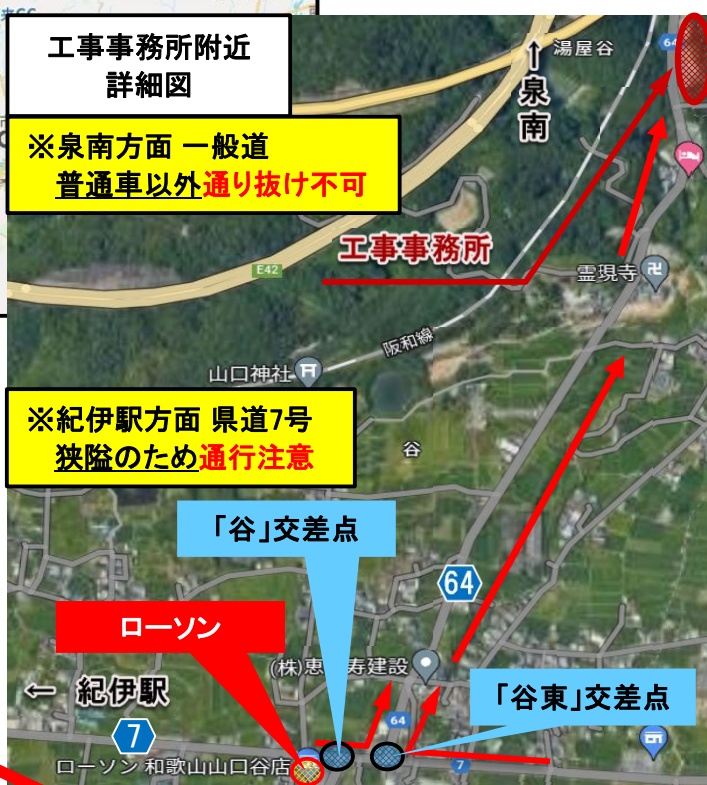
岩出根来ICより 7.0km(約14分)

●JR阪和線 紀伊駅より

3.5km(タクシーで約10分)

工事事務所附近
詳細図

※泉南方面 一般道
普通車以外**通り抜け不可**



お客様駐車場のご案内



お客様専用玄関



お客様専用駐車場(2台分)



令和 5 年 死 亡 災 害 発 生 状 況（令和5年10月末日現在）

和歌山労働局

死亡累計	署	発生月	事業の種類	事故の型	起因物	年齢層	職種	経験区分	災 害 発 生 状 況
1	御坊	1月	漁業	おぼれ	漁船	40歳台	漁業者	10年以上 20年未満	海上での漁を終え帰港中、被災者は同僚に声をかけ、持ち場を離れた。 その後、同僚が被災者を呼んだが反応がなく、姿が見えなかったので、船長及び近くにいた漁船が付近の海域を搜索したところ、海中で被災者を発見したものの。
2	田辺	2月	建設業	墜落・転落	トラクター・ショベル	50歳台	運転者	10年以上 20年未満	トラクター・ショベルを用いて道路の除雪作業を一人で行っていた被災者の様子を確認するため、別の作業現場で作業を行っていた同僚が現場付近に立ち寄ったところ、トラクター・ショベルが道路から約6メートル下の谷川に墜落しており、当該トラクター・ショベルの下敷きになっている被災者を発見したものの。
3	和歌山	2月	製造業	交通事故 (道路)	トラック	60歳台	運転者	45年以上 50年未満	自社製品をトラックに積み、客先に納品、その後帰社途中に高速道路のサービスエリアから本線に合流する加速車線上で、停車していた大型トラックに追突したものの。
4	和歌山	7月	商業	はさまれ、 巻き込まれ	乗用車、バス、 バイク	20歳台	技術者	1年以上 10年未満	被災者は、ジャッキアップした大型バスの下にもぐり部品の取り外し作業をしていたが、何らかの原因で車体が下がり、車体と地面の間に胸を挟まれたものの。
5	田辺	9月	林業	墜落・転落	その他の環境 等	60歳台	作業員	10年以上 20年未満	伐倒予定の立木の根本付近に横たわる風倒木を取り除くため、当該風倒木の一部をチェーンソーで切り、斜面下へ落としたが、株の部分が何かに引っ掛かり落ちなかったため、被災者が当該株の上に乗る、引っ掛かっているものをチェーンソーで切ったところ、当該株とともに被災者が斜面を転落したものの。

(令和5年10月末速報)

※死亡は、内数

令和5年 業種別・事故の型別 労働災害発生状況 (令和5年10月末速報)

和歌山労働局

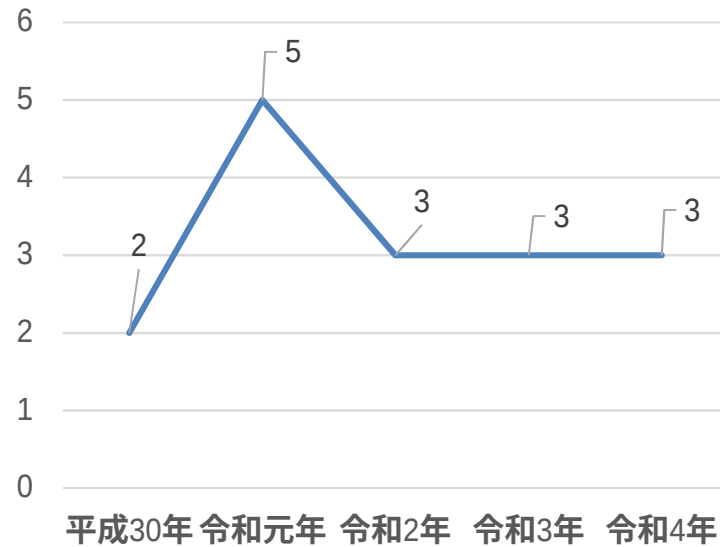
事故の型		墜落・転落	転 倒	激 突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・ 巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動 無理な動作	その他計	合 計	前年同期	対前年 増減数 (死傷者数)	構成比 (本年の 死傷者数)						
製 造 業	食 料 品 製 造 業	4	25	5	1		1	10	2		11	5	64	58	6	5.8%						
	織 維 工 業		1			1		2	2		1		7	7		0.6%						
	衣服その他の繊維製品製造業	3	1									1	5	7	- 2	0.5%						
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	3	1	1				2	6		1		14	9	5	1.3%						
	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	1				1		3	3	(1)	1		(1)	9	10	- 1	0.8%					
	パルプ・紙・紙加工品製造業														2	- 2						
	印 刷 ・ 製 本 業																					
	化 学 工 業	3	6		3		1	5				6	24	18	6	2.2%						
	窯 業 土 石 製 品 製 造 業	3						1					4	5	- 1	0.4%						
	鉄 鋼 製 造 業	1		1					2				4	(1)	5	- 1	0.4%					
	非 鉄 金 属 製 造 業			1									1		1	0.1%						
	金 属 製 品 製 造 業	7	5	4	2	1		5	1		2	2	29	31	- 2	2.6%						
	一 般 機 械 器 具 製 造 業	4	3	2				2			1	2	14	17	- 3	1.3%						
	電 気 機 械 器 具 製 造 業		1					1					2	1	1	0.2%						
	輸 送 機 械 等 製 造 業						1		1			1	3	11	- 8	0.3%						
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業			1									2	41	- 39	0.2%							
そ の 他 の 製 造 業	2	4					1	5	1		3		16	20	- 4	1.4%						
小 計	31	47	15	6	3	4	36	18	(1)	1	19	18	(1)	198	(1)	242	- 44	17.9%				
鉱 業	1						1						2	1	1	0.2%						
建 設 業	土 木 工 事 業	(1)	7	4	2	3	2	3	4	4	2	1	(1)	32	(2)	33	- 1	2.9%				
	建 築 工 事 業	16	3	5	6	2	2	4	2		1	1	42	58	- 16	3.8%						
	うち 木造家屋建築工事業	4			1								5	9	- 4	0.5%						
	そ の 他 の 建 設 業	3			2			2			1	2	10	(1)	17	- 7	0.9%					
	小 計	(1)	26	7	7	11	4	5	10	6		4	(1)	84	(3)	108	- 24	7.6%				
	運 輸 業	1		1									2	3	- 1	0.2%						
交 通 業	鉄 道 旅 客 運 送 業		3	1			1			2	2	1	10	3	7	0.9%						
	道 路 貨 物 運 送 業	25	6	8	4	2	2	6		7	21	2	83	(1)	81	2	7.5%					
	そ の 他 の 運 輸 交 通 業																					
	小 計	26	9	10	4	2	3	6		9	23	3	95	(1)	87	8	8.6%					
	陸 上 貨 物 取 扱 ・ 港 湾 運 送 業		1									1	2	4	- 2	0.2%						
	農 業	21	9	3	2		1	3	9		6		54	28	26	4.9%						
畜 産 業	農 林 業	(1)	3	2	6		7	1	1		4	1	(1)	27	(1)	27	2.4%					
	小 計	(1)	24	11	5	8	8	4	10		10	1	(1)	81	(1)	55	26	7.3%				
	畜 産 ・ 水 産 業	1	2	1							2	(1)	(1)	7	(1)	14	- 7	0.6%				
	卸 売 業	12	41	6	3	1	2	(1)	7	6	13	11	9	(1)	111	133	- 22	10.0%				
	商 業		1										1	1		0.1%						
	そ の 他 の 商 業	1	8	1				2			7		19	6	13	1.7%						
金 融 業	小 計	13	50	7	3	1	2	(1)	9	6	13	18	9	(1)	131	140	- 9	11.9%				
	金 融 ・ 広 告 業	1								3			4	8	- 4	0.4%						
	映 画 ・ 演 劇 業		1										1	1		0.1%						
	通 信 業	2	5					1		9			17	7	10	1.5%						
	教 育 ・ 研 究 業	2	6	1			1	1			4	2	17	18	- 1	1.5%						
	保 健 衛 生 業	2	11	4			1			1	6	71	96	237	- 141	8.7%						
接 客 娯 楽 業	社 会 福 祉 施 設 業	3	43	5				1	1	1	39	159	252	406	- 154	22.8%						
	そ の 他 の 保 健 衛 生 業		2										2	2		0.2%						
	保 健 衛 生 業 小 計	5	56	9			1	1	1	2	45	230	350	643	- 293	31.7%						
	旅 館 業	1	9	1				1	1		2		15	16	- 1	1.4%						
	飲 食 業	1	9	1	1				8		3	5	28	26	2	2.5%						
	そ の 他 の 接 客 娯 楽 業	1	2	3	1						3	3	13	27	- 14	1.2%						
清 掃 業	接 客 娯 楽 業 小 計	3	20	5	2			1	9		8	8	56	69	- 13	5.1%						
	清 掃 ・ と 畜 業	2	10	1	1			7		1	8		30	32	- 2	2.7%						
	そ の 他 の 事 業	4	8	4	3		1	1		3	2	4	30	33	- 3	2.7%						
	合 計	(2)	141	233	65	38	10	25	(1)	78	50	(1)	41	143	(1)	281	(5)	1,105	(7)	1,462	- 357	100.0%
	前 年 同 期	(1)	141	206	56	55	9	(2)	34	(2)	80	49	35	110	(2)	687	(7)	1,462				
	対 前 年 増 減 数 (死 傷 者 数)			27	9	- 17	1	- 9	- 2	1	6	33	- 406	- 357								
構 成 比 (本 年 の 死 傷 者 数)		12.8%	21.1%	5.9%	3.4%	0.9%	2.3%	7.1%	4.5%	3.7%	12.9%	25.4%	100.0%									

注: 1 ()内は死亡者数で、死傷者数の内数
2 単位は人
3 統計は労働者死傷病報告の集計による

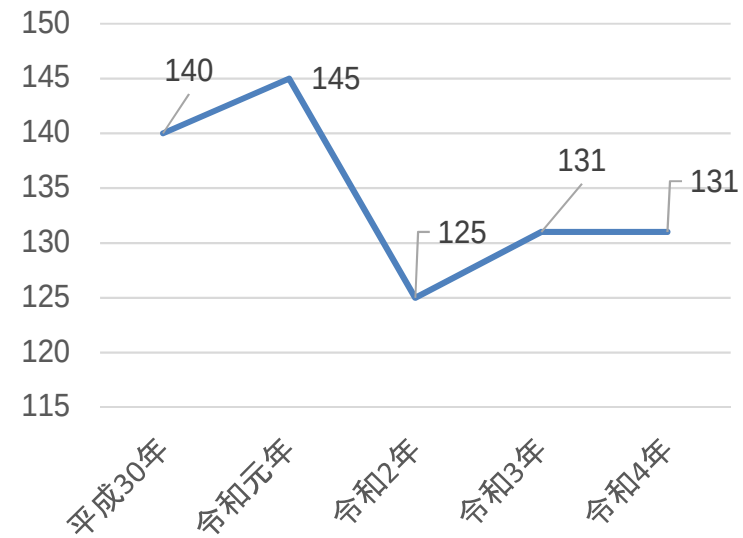
注: 1 ()内は死亡者数で、死傷者数の内数
2 単位は人
3 統計は労働者死傷病報告の集計による

建設業における労働災害

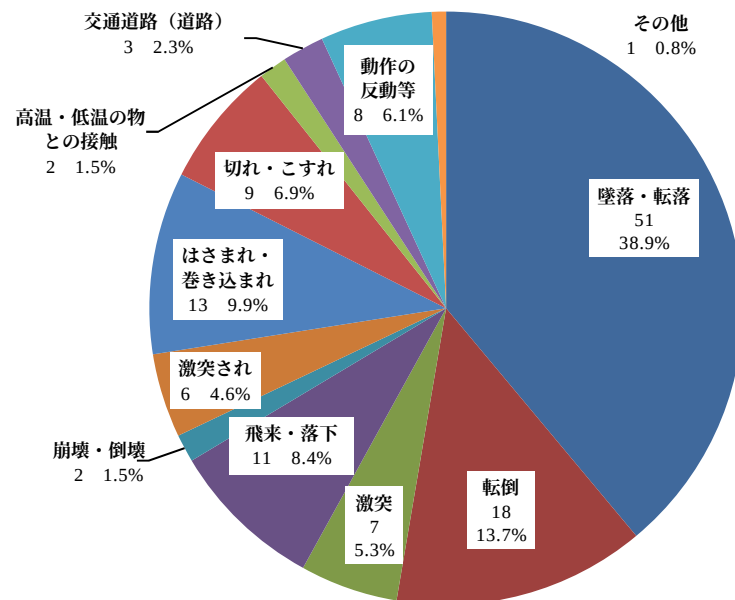
死亡災害



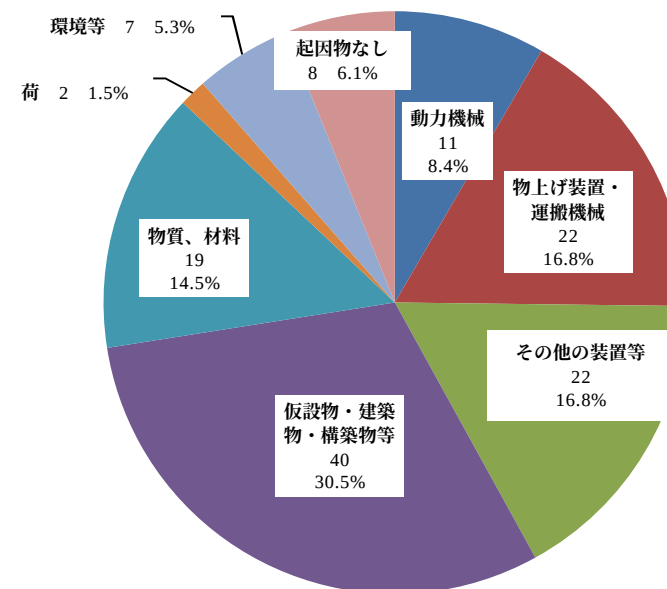
休業災害



事故の型 (令和4年)



起因物 (令和4年)



令和5年度 年末年始無災害運動実施要領

1 趣 旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取り組み促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年度で53回を迎える。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者が一丸となって安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるためにも、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切である。

本年8月末までの労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除く)において、前年同期に比べて休業4日以上死傷者数は、全体で2.4%増加しており、業種別では製造業で1.9%、第三次産業で4.6%増となっている。事故の型別では「転倒」が2.6%、「動作の反動・無理な動作」で7.1%の増加が見られる。

こうした状況の中で、特に年末年始は慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。各事業場においては、非定常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施、感染症予防を含めた労働者の健康状態の確認などに全員で取り組むことが一層重要となる。

皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、安全・健康への思いを新たに、本年度の年末年始無災害運動を展開することとする。

2 実施期間

令和5年12月1日から令和6年1月15日までとする。

3 運動標語

「健康と安全で 幸せつなぐ年末年始」

4 主唱者

中央労働災害防止協会

5 後援

厚生労働省

6 実施者

各事業場

7 主唱者の実施事項

- 1 機関誌、ホームページ等を通じての広報
- 2 報道機関等を通じての周知
- 3 リーフレット等の制作および配布
- 4 小冊子、ポスター、のぼり、デジタルコンテンツ等の頒布・配信

8 事業場の実施事項

(1) 年末年始に実施する事項

- 1 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- 2 安全衛生パトロールの実施
- 3 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- 4 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底、掲示や旗の掲げ替え
- 5 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- 6 年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示

(2) 年末年始に実施状況を確認する事項

- 1 K Y (危険予知) 活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- 2 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- 3 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- 4 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- 5 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- 6 交通労働災害防止対策の推進
- 7 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- 8 健康的な生活習慣(睡眠、食事、運動等)に関する健康指導などの実施
- 9 感染症拡大防止対策の徹底
- 10 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
- 11 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- 12 安全衛生旗の掲揚、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

主唱：中央労働災害防止協会

後援：厚生労働省

年末年始 無災害 運動

令和5年度
年末年始無災害運動標語

健康と安全で
幸せつなぐ年末年始

資料No.5

2023
12/1

2024
1/15

賛助会員募集中

特典

- 研修会が会員価格に
- 安全週間時などにポスター等をお届け
- 定期刊行物の配布
- 会員専用サイトによる安全衛生情報の発信

全ての働く人々に安全・健康を ～Safe Work, Safe Life～

JISHA 中災防

中央労働災害防止協会 (中災防)

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2

【TEL】 03-3452-6449 【E-mail】 koho@jisha.or.jp

お問い合わせは総務部 広報課まで



年末年始は慌ただしく、生活のリズムも変わりやすい時期です。安全で健康に一年を締めくくり、新たな年をスタートできるよう安全衛生活動のポイントを紹介します。

非定常作業時の災害を防ぐ！

大掃除などで一斉に設備を停止した上で点検や修理を行う「非正常作業」では、「はさまれ・巻き込まれ」などの災害に特に注意が必要です。

事前準備

作業計画書の作成、作業の手順・方法の決定などを協力会社や安全衛生担当部門ら関係者が事前に行った上で、リスクアセスメントも実施して調整しましょう。

作業開始前ミーティング

作業の進め方、合図の方法、禁止事項などを確認し、リスク情報を共有しましょう。必要な保護具の着用の確認も忘れずに。



- 1 起動スイッチ等に施錠。複数人で作業する際は各作業者が自分のキーを持つ(ロックアウト)。
- 2 暗い場所は補助照明などで適正な照度を保つ。
- 3 動力を遮断し(電源を切り)、機械設備を完全に停止させ、操作盤等の近くに「点検中のため操作禁止」などの表示をする。
- 4 チェックリストなどを使って漏れなく点検。指差し呼称で手順や安全の状態を確認する。

**作業中に不測の
事態が生じたら、
作業を中断して
作業指揮者に報告**

合図は大きな声で
ハッキリと
決められた方法で

作業が終了したら…

- ・無効にした安全装置、取り外した安全カバーなどをもとに戻して、作業場を整理・整頓。
- ・ヒヤリ・ハット情報などがあれば、作業指揮者に報告。

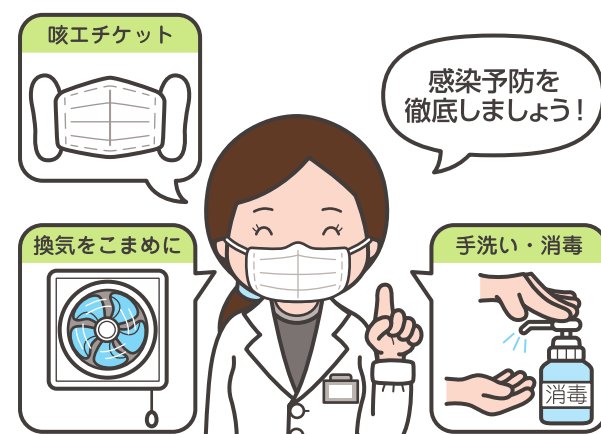
脚立作業のポイント



- 1 天板の上に乗らない。脚立にまたがらない。
 - ・ 保護帽や保護手袋を着用する。
- 2 踏さん上で作業する際は、足を軽く開き、脚や膝を軽く天板に当てて体制を安定させる。つま先立ちは危険！
- 3 周囲に「作業中」などの注意喚起の表示をする。
- 4 脚立は原則として2m未満のものを使う。
- 5 脚部に滑り止めの付いた脚立を使用し、開き止め金具を確実にロックする。

感染症予防対策の徹底

感染症拡大防止のための3密(密閉空間・密集場所・密接場面)を避けながら、効率的に作業を進めることが大切です。



転倒に注意！

慌ただしい年末年始は、転倒などにつながる不安
 全な行動をしがちです。また、雪や凍結した路面も
 注意が必要です。しっかりと対策をして、安全を確保
 しましょう。



チェックしてみよう! 例えば…

- ☐ 通路や出入り口、階段などに物を放置していないか
- ☐ 床、通路などの水、油、粉類はその都度取り除いているか
- ☐ 安全に移動できるように、十分な明るさ(照度)が確保されているか
- ☐ 台車などは、荷が崩れたりしないよう安全に使用しているか
- ☐ 階段の滑り止めは外れていないか
- ☐ 段差のある箇所や滑りやすい場所に、注意を促すステッカー(標識)を掲示しているか
- ☐ 作業靴の底がすり減って滑りやすい状態になっていないか
- ☐ 転倒などを予防するための教育を行っているか

冬季の安全運転

交通事故は年の後半に多くなる傾向にあり、特に12月に多発しています。一人ひとりが安全運転を心がけるとともに、毎日のミーティングなどでも繰り返し注意喚起しましょう。

■出発前の準備

- ・目的地方面の交通情報や降雪など気象情報を収集。
- ・タイヤの摩耗状態、燃料の補給、タイヤチェーンの使い方などを事前に確認。冬タイヤでも走行困難になることがあるため、タイヤチェーンは必ず携帯する。

■「急」のつく運転を避ける

- ・急ハンドル、急ブレーキ、急発進などは、スピンやスリップの原因になる。時間と心に余裕を持って!

■凍結しやすい場所に注意

- ・橋の上、日の当たらない道路、交差点やカーブの手前などは凍結しやすいので、あらかじめスピードを落として徐行運転する。



「年末年始無災害運動」関連 中災防図書・用品



ご購入はコチラ▶

<https://www.jisha.or.jp/order/index.php>
TEL 03-3452-6401 (出版事業部 受注専用)

令和5年度 年末年始無災害運動実施要領

1 趣 旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取り組み促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年度で53回目を迎える。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者が一丸となって安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるためにも、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切である。

本年8月末までの労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除く）において、前年同期に比べて休業4日以上之死傷者数は、全体で2.4%増加しており、業種別では製造業で1.9%、第三次産業で4.6%増となっている。事故の型別では「転倒」が2.6%、「動作の反動・無理な動作」で7.1%の増加が見られる。

こうした状況の中で、特に年末年始は慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。各事業場においては、非定常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施、感染症予防を含めた労働者の健康状態の確認などに全員で取り組むことが一層重要となる。

皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、安全・健康への思いを新たにし、本年度の年末年始無災害運動を展開することとする。

2 実施期間

令和5年12月1日から令和6年1月15日までとする。

3 運動標語

「健康と安全で 幸せつなぐ年末年始」

4 主唱者

中央労働災害防止協会

5 後援

厚生労働省

6 実施者

各事業場

7 主唱者の実施事項

- (1) 機関誌、ホームページ等を通じた広報
- (2) 報道機関等を通じた周知
- (3) リーフレット等の制作および配布
- (4) 小冊子、ポスター、のぼり、デジタルコンテンツ等の頒布・配信

8 事業場の実施事項

- (1) 年末年始に実施する事項
 - ① 経営トップによる安全衛生方針の決意表明

- ② 安全衛生パトロールの実施
- ③ 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- ④ 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底、掲示や旗の掲げ替え
- ⑤ 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- ⑥ 年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示

(2) 年末年始に実施状況を確認する事項

- ① KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- ② 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- ③ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ④ 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- ⑤ 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- ⑥ 交通労働災害防止対策の推進
- ⑦ 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- ⑧ 健康的な生活習慣（睡眠、食事、運動等）に関する健康指導などの実施
- ⑨ 感染症拡大防止対策の徹底
- ⑩ 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
- ⑪ 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- ⑫ 安全衛生旗の掲揚、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施